

保安機関の手続き案内

保安機関に関して必要な認可、届出等の手続き（主要なもの）は以下のとおりです。

また、下線が付してある手続きは事前に申請する必要があるものです。

必要な事前手続きをしなかったときは、液石法第35条の3の規定に基づき認定を取り消される場合がありますので十分注意して下さい。

- (1) 新たに保安機関の認定を受けようとするとき
→ 保安機関認定申請 及び 保安業務規程認可申請
- (2) 社名変更・代表者変更・本社移転 → 保安機関変更届
- (3) 事業所（営業所）の新設 → 一般消費者等の数の増加認可申請、
保安業務規程変更認可申請 及び 保安機関変更届
- (4) 事業所の移転 → 保安業務規程変更認可申請 及び 保安機関変更届
【注意1】事業所の移転は原則同一都県内とし、それ以外は事業所の新設・廃止扱いとなります。
【注意2】「移転を伴わない住所表記の変更」及び「事業所名称の変更」については届出・認可申請等は必要ありません。様式は問いませんので通知又はFAXでお知らせください。
- (5) 認定数の増加 → 一般消費者等の数の増加認可申請及び保安業務規程変更認可申請
【注意】既設の事業所で認定を受けていない保安業務区分を増加しようとするときは新規の保安機関認定申請が必要となります。
- (6) 認定数の減少又は区分の廃止
→ 保安業務規程変更認可申請 及び 一般消費者等の数の減少届
- (7) 事業所の廃止 → 保安業務規程変更認可申請、
一般消費者等の数の減少届 及び 保安機関変更届
- (8) 保安機関の事業譲渡・合併
→ 保安業務規程変更認可申請 及び 保安機関承継届
- (9) 保安業務計画書に記載された一般消費者等の数を減少しないと算定計算から算出された必要数（保安業務資格者の数又は保安業務機器の数）を満足できない場合
→ 保安業務規程変更認可申請 及び 一般消費者等の数の減少届
【注意】算定計算から算出された必要数を満足している場合は手続きを要しません。
- (10) 毎事業年度が終了したとき
→ 保安業務実施状況報告書（年度終了後3ヶ月以内に提出）
【注意】事業年度とは、定款に記載された営業年度としています。
- (11) 認定の更新 → 保安機関認定更新申請書
（提出締切日、既認定の期間満了日の30日前まで）
- (12) 保安機関の事業廃止
→ 保安業務廃止届
- (13) 事業所を廃止することで都県に認定行政庁を変更
→ 保安機関認定申請（県等へ） 及び 保安業務規程認可申請（県等へ）
→ 一般消費者等の数の減少届、保安機関変更届 及び 認定行政庁変更届（局へ）

貴保安機関所属の液化石油ガス設備士・充てん作業者の資格者全員については、定期の再講習を漏れなく受講するよう社内管理の徹底をお願いします。

様式例は関東液化石油ガス協議会（<http://www.kan-eki.jp>）よりダウンロードできます。